

令和3年度風水害対策について

1 主旨

区は、令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）を教訓とした風水害対策総点検を踏まえた取組みを進め、風水害対策の強化を図ってきた。今般、風水害時における更なる情報発信の強化や災害対策基本法一部改正の動き等を踏まえ、令和3年度の風水害対策を取りまとめたので報告する。

2 区民の生命と安全を確実に守るための適切な避難情報の周知と避難支援

（1）災害対策基本法一部改正に伴う避難情報の変更 【別紙1】

趣旨

災害における円滑かつ迅速な避難の確保（区民への呼びかけがわかりやすくなり、適時適切な避難行動をとることにつながる。）

変更内容

- ・早期の避難を促す対象を明確にするために、**警戒レベル3**の名称を「**高齢者等避難**」に見直し
- ・避難のタイミングを明確にするため、**警戒レベル4**の避難勧告と避難指示（緊急）を「**避難指示**」に一本化、避難勧告を廃止
（現行で避難勧告を発令しているタイミングで、避難指示を発令）
- ・災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を、**警戒レベル5「緊急安全確保**」として位置づけ

（2）電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービスの導入 【別紙2】

趣旨

区は、多摩川洪水浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者に避難情報等を確実に伝達することで、デジタルデバイド（情報格差）を解消し、区民がいざというときに、適時適切に、各自にあった避難行動をとり、自らの命を守る行動へとつなげる。

概要

台風や大雨等により、多摩川の洪水氾濫のおそれがある場合に、あらかじめ登録した対象者の自宅の固定電話（自動音声）やFAXで避難情報等を伝達する。

3 水害時の安全な避難場所の確保等

（1）水害時避難所の拡充 【別紙3】

趣旨

水害時避難所を確保することで避難先の選択肢を広げ、適切な避難行動へとつなげる。

概要

都立高校や大学と協定を締結し、水害時避難所として新たに指定した。

(2) 一時避難施設（民間駐車場）の確保 【別紙4】

趣旨

水害時避難所において駐車場が利用できる施設に限られる中、多摩川洪水浸水想定区域に比較的近い施設を車中での一時避難先として確保することにより、自主避難先の選択肢を広げ、適切な避難行動へとつなげる。

概要

民間事業者が所管する駐車場を自家用車の車中における一時避難施設として利用することについて、協定を締結した。

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年5月20日	災害対策基本法等の一部を改正する法律施行
6月	災害対策基本法一部改正に伴う避難情報の変更区民周知 （区のおしらせ6月1日号、区ホームページ、災害・防犯 情報メール、ツイッター等） 区避難情報判断基準改正 水害時避難所混雑確認システム運用開始（水害時避難所追加 対応） 洪水・内水氾濫ハザードマップ暫定版公表（水害時避難所追 加、避難情報変更反映）
6月下旬	電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス運用開始
8月上旬	洪水・内水氾濫ハザードマップ確定版配布（施設窓口配布）

避難情報の変更

警戒レベル		新たな避難情報等		これまでの避難情報等				
5	 <p>災害発生 又は切迫</p>	きんぎゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	これまでの避難情報等 <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 災害発生情報 (発生を確認したときに発令) </div> <div style="background-color: purple; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ・避難指示(緊急) ・避難勧告 </div> <div style="background-color: red; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 避難準備・ 高齢者等避難開始 </div> <div style="background-color: yellow; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) </div> <div style="background-color: white; padding: 5px;"> 早期注意情報 (気象庁) </div>					
～～～<警戒レベル4までに必ず避難!>～～～								
4	 <p>災害の おそれ高い</p>	ひなんしじ 避難指示 ※2						
3	 <p>災害の おそれあり</p>	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 ※3						
2	 <p>気象状況悪化</p>	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)						
1	 <p>今後気象状況 悪化のおそれ</p>	早期注意情報 (気象庁)						

- 1 災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置づけ
- 2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令
- 3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難行動を開始するタイミング

電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービスの導入について

1 目的

区は、多摩川洪水浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者に避難情報等を確実に伝達し、いざというときに、適時適切に、各自にあった避難行動を取り、命を守る行動へとつなげる。

2 背景

区は、風水害対策総点検において、「携帯電話などを持たない区民は既存の情報伝達手段（区HP、災害・防犯情報メール、ツイッター等）では情報を取得できないため、テレビやエフエム世田谷などから情報を取得できるように更なる周知が必要であること、また、その他の情報伝達手段の検討が必要であること」を課題ととらえ、具体的な取り組みとして、「他自治体の事例を参考に、要支援者へのアンケート結果も踏まえ、電話・FAX配信サービス等の防災行政無線の補完となる情報伝達手段の調査研究を行い、実施する。」こととした。

3 サービス概要

台風や大雨等により、多摩川の洪水氾濫のおそれがある場合に、あらかじめ登録した対象者の自宅の固定電話（自動音声）やFAXで避難情報等を伝達する。

(1) 対象者

玉川・砧地域の「避難行動要支援者名簿」に記載されている高齢者や障害者のうち、多摩川洪水浸水区域内に居住し、携帯電話やスマートフォンを所有していない（使用していない）等により、本サービスでの情報配信を希望する方

(2) 配信情報

水害時避難所の開設日時、避難情報発令、水門の閉鎖情報等、避難に資する情報配信のタイミングは、区ホームページや災害・防犯情報メール、Twitter、エフエム世田谷等と同じタイミングで配信
情報発信の流れは、3ページ参照

(3) 申込受付

せたがやコール

4 周知

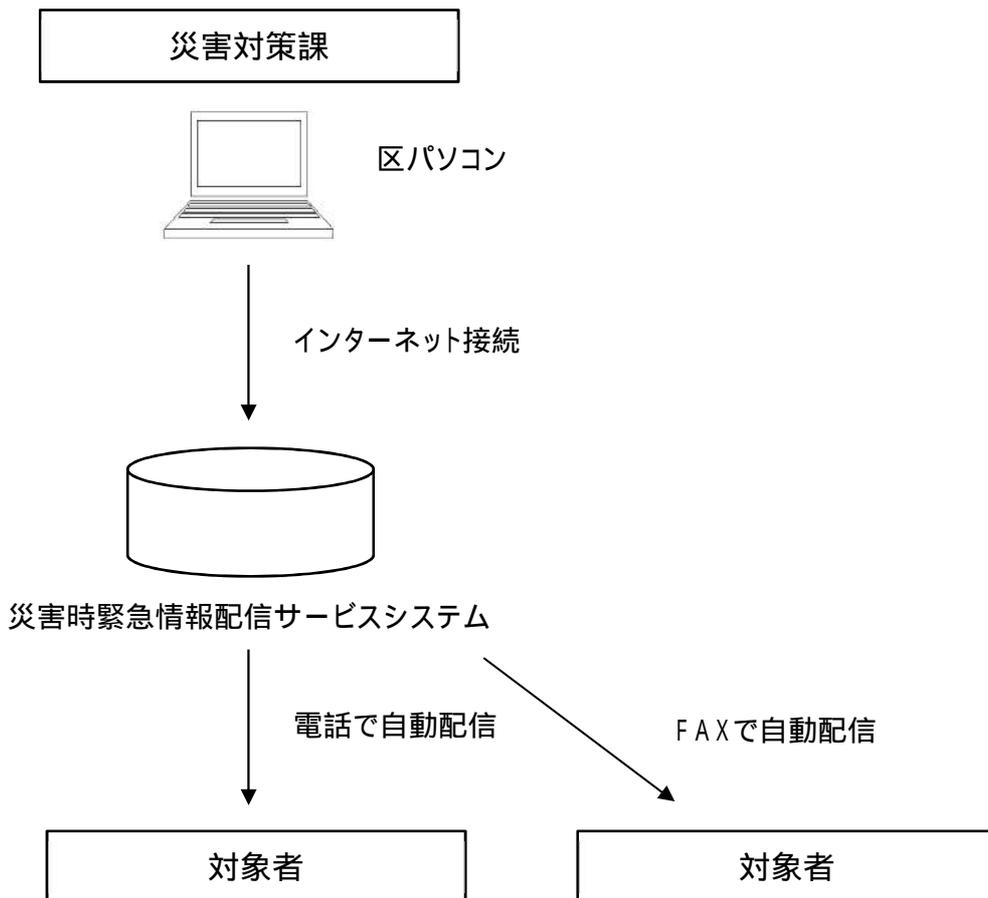
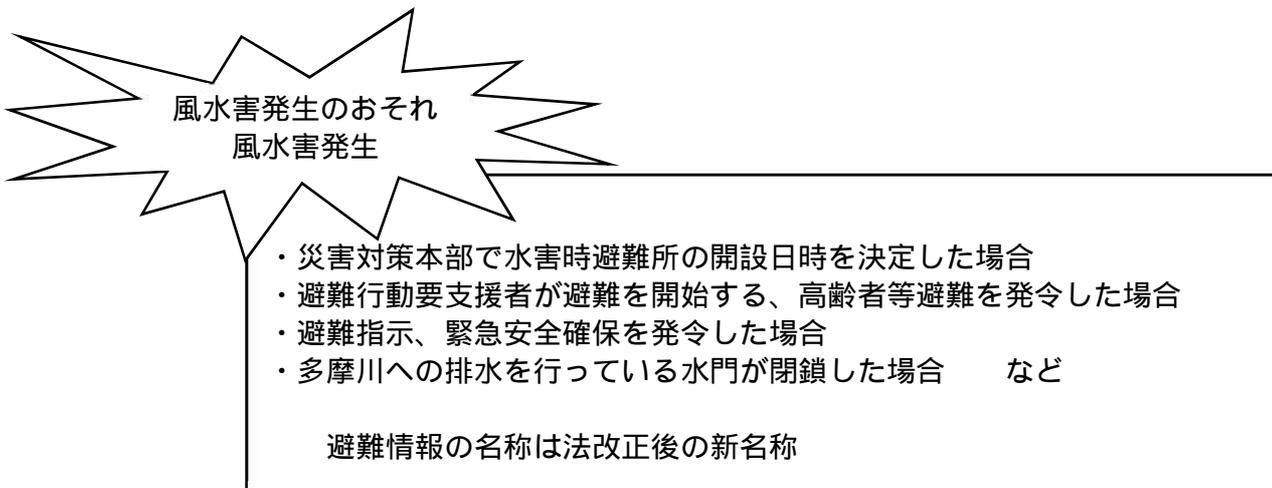
災害時緊急情報配信サービスの案内チラシ（兼申込書）を作成し、玉川・砧総合支所保健福祉センター保健福祉課が多摩川洪水浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者向けに作成する「多摩川洪水時避難行動シート」の発送に併せて、チラシを同封し周知する。その後の周知は、玉川・砧総合支所保健福祉センター保健福祉課等の福祉の窓口等で対象者に周知する。

5 今後の展開

令和3年度の取組みとして、まずは本事業における対象者を多摩川洪水浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者とする。

その後、土砂災害警戒区域等にかかる場所に居住する避難行動要支援者への情報伝達手段としての展開、携帯電話を持たない方への展開、また、震災時における情報発信手段としての全区展開について、福祉所管の避難行動要支援者への個別支援計画策定の検討とあわせ、今後検討していく。

災害時緊急情報配信サービス 情報発信の流れ



対象者は、玉川・砧地域の「避難行動要支援者名簿」に記載されている高齢者や障害者のうち、多摩川洪水浸水区域内に居住し、携帯電話やスマートフォンを所有していない(使用していない)等により、本サービスでの情報配信を希望する方

水害時避難所の拡充

1 新たに協定を締結した都及び民間の施設

水害時避難所名		住所
水害時避難所(第1次)	東京都市大学等々力キャンパス	等々力8 - 9 - 18
	都立園芸高校	深沢5 - 38 - 1

令和2年度協定締結済。世田谷区地域防災計画(令和3年修正)指定済。

2 区の施設

水害時避難所名		住所
水害時避難所(第1次)	玉川区民会館	等々力3 - 4 - 1

世田谷区地域防災計画(令和3年修正)指定済。

3 調整中施設

都立深沢高校、都立駒沢オリンピック公園

一時避難施設（民間駐車場）の確保

1 主旨

洪水及び内水氾濫による災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。）において、民間事業者が所管する施設の一部を自家用車車中における一時避難施設として利用することについて、協定を締結した。

2 協定締結先及び利用施設

（１）相手方

株式会社ニトリ

（２）利用施設

株式会社ニトリ環八用賀店 駐車場（２５０台収容）

世田谷区玉川台２ - ３３ - １

3 協定内容

洪水及び内水氾濫による災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。）において、区が自家用車車中における一時避難施設として駐車場を利用する必要が生じた場合、区はあらかじめ定めた協定先連絡責任者へ連絡し、協定相手方の承諾をもって自家用車車中における一時避難施設として利用する。一時避難施設の開設期間は、休業開始時から営業再開時までとし、おおむね２日以内とする。開設した場合の管理運営は、区の責任において行う。